



石川労働局発表
令和2年10月30日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

石川労働局労働基準部

監督課長 野田 宏

監察監督官 坂本 千秋

過重労働特別監督監理官

電話 076(265)4423

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過重労働解消キャンペーンを実施 ～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

石川労働局（局長 武隈 義一）においても、月間中に、県民への周知・啓発を目的に、「過重労働解消キャンペーン」として、過労死等につながる過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導やセミナー等の開催、石川労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問などの取組を行います。

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡、若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

「過重労働解消キャンペーン」の実施（別添1参照）

専用WEBサイト

[過重労働解消キャンペーン](#)

検索

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合等に対しキャンペーンへの協力要請を行いました。また、県内の地方公共団体にもキャンペーンの周知について協力要請を行いました。

（2）労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します（別添2参照）

石川労働局長が、長時間労働削減や年次有給休暇の取得促進に向けて積極的に取り組んでいる下記の企業を訪問し、企業幹部と面談の上、取組事例について情報収集等を行います。

一部、報道機関に公開します。地域に広く紹介するため、局長訪問当日は報道機関の皆様取材をお待ちしております。

訪問日時：令和2年11月5日（木）13:30～（1時間程度）

訪問先：丸文通商株式会社（所在地：金沢市松島一丁目40番地）

(3) 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

(4) 電話相談を実施します

「**過重労働解消相談ダイヤル**」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：令和2年11月1日(日) 9:00~17:00

フリーダイヤル：0120-7^{なくしましよ}9^う4^{長い残業}-7¹1³

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 都道府県労働局又は労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン (委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

0120-811-610

(相談受付時間：月~金 17:00~22:00、土日・祝日 9:00~21:00)

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/
mail_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html)

労働基準 メール窓口

検索

(5) 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します (別添3参照)

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に全国でオンラインにより、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

専用ホームページURL：<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

過重労働解消セミナー 令和2年

検索

別添1：「過重労働解消キャンペーン」リーフレット

別添2：ベストプラクティス企業訪問について

別添3：「過重労働解消のためのセミナー」リーフレット

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。
国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。
また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。(無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



【事業主の皆さまへ】11月は

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎで起こる 健康障害のリスクを 知っていますか？

働くことは大切。

でも働き過ぎはあなたの健康に様々な影響を及ぼし、

ひいては過労死にも繋がる危険があります。

いま多くの会社が、新しい時代の

新しい働き方の実現に向けた取組を始めています。

～トピックが決意を持って、新しい時代の新しい働き方の実現に向けた取組を推進しましょう。～

毎年

11月「過労死等防止啓発月間」です。

同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料 過重労働等に関する相談はこちら **0120-794-713**

なくしましょー 長い残業

「過重労働解消相談ダイヤル(労働局)」 実施日時 **11月1日(日) 9:00～17:00**

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

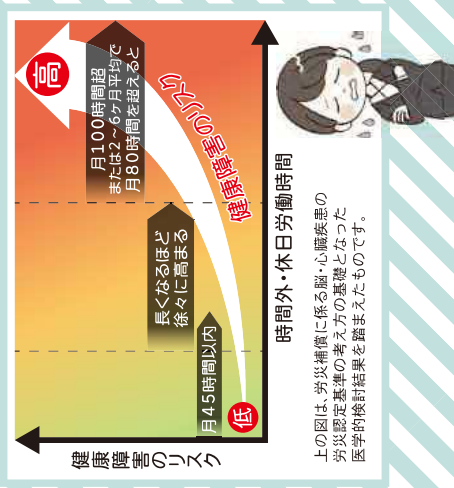
知っていますか？

○労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

○過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

- ① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。
 - ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
 - ・臨時な特別な事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
 - ・時間外労働は本来臨時の場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結に当たっては、労働者の代表（労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者）とともに、その内容が指針（注2）に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運搬の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の運用が猶予・除外されています。
(注2) 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針（平成30年9月、厚生労働省）

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇（以下「年休」という。）を確実に取得させることが必要となつていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与と制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

1

職場風土を改革しましょう。

2

適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

3

労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月、厚生労働省）

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（令和2年4月、厚生労働省）

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力を要請を行います。
2. 重点監督を実施します。
①長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和2年11月1日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル 0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間/平日8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン^{ほい！ろどう}
（月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00）

労働基準関係係情報メール窓口（情報提供） 労働基準 メール窓口 検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、

オンラインで

「過重労働解消のためのセミナー」

（委託事業）を実施します。

専用ホームページ

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



石川労働局長による ベストプラクティス企業訪問について

1 訪問日時 令和2年11月5日(木) 13:30～(1時間程度)

2 訪問先企業 丸文通商株式会社 本社
(所在地:金沢市松島1丁目40番地)
※裏面案内図をご参照ください



<会社概要>

- 設立 昭和36年(1961年)3月
- 資本金 1億円
- 代表者 代表取締役社長 宮本 治郎
- 従業員 313名(令和2年4月1日現在)
- 売上高 262億円(令和2年3月末実績)
- 事業内容 医療機器・分析科学機器・産業機械販売
機械保守サービス

 丸文通商株式会社

3 タイムスケジュール

【第一部】(公開)

- | | |
|-------------|---|
| 13:30～13:45 | 会社から働き方改革の取組の説明
○会社概要等
○働き方改革に対する取組状況
・取組を始めるに至った経緯等
・実際に講じた具体的方策
・取組結果
○働き方改革の取組による効果等 |
| 13:45～13:55 | 事業場内視察 |

【第二部】(非公開)

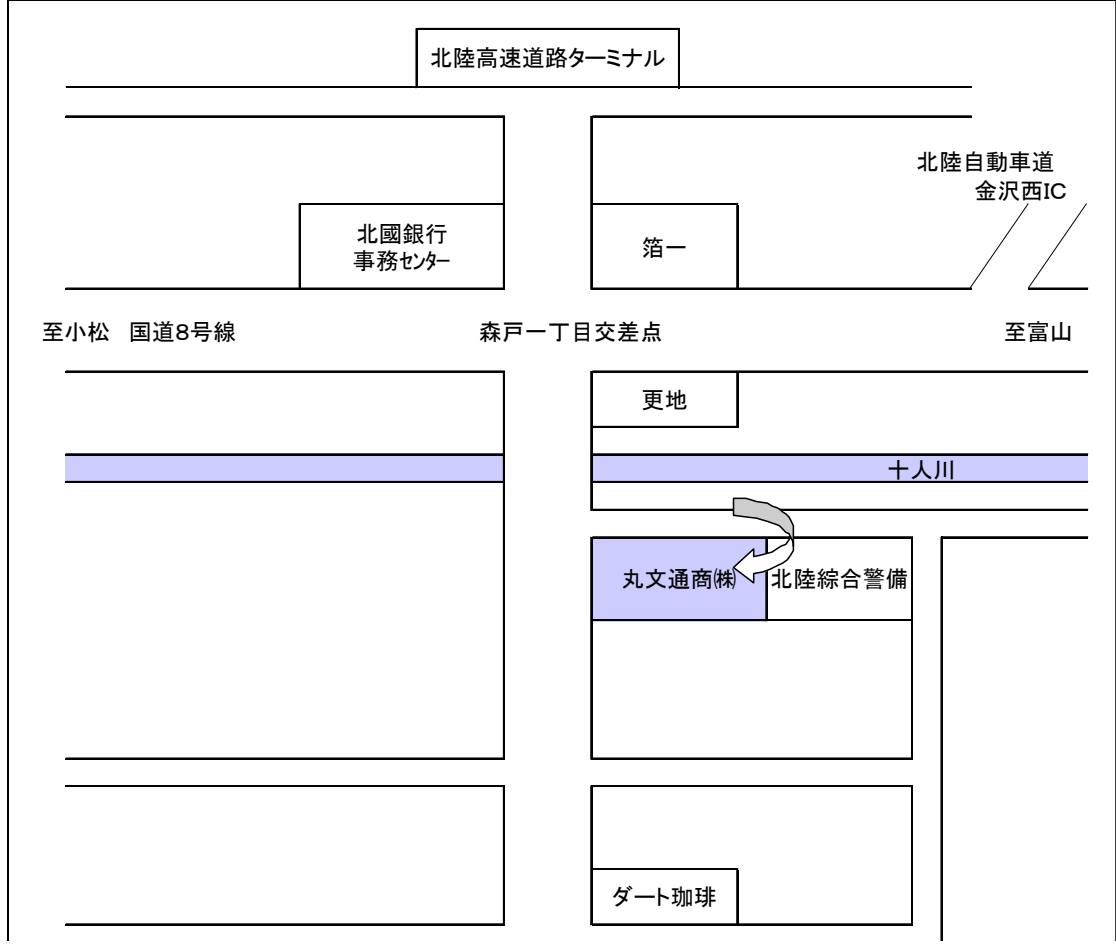
- | | |
|-------------|-------------|
| 14:05～14:15 | 労働者からのヒアリング |
| 14:15～14:30 | 質疑応答・意見交換 |
| 14:30頃 | 終了 |

4 注意事項

- (1) 丸文通商株式会社本社には、利用可能な駐車場があります。本社2階で受付(検温等)をお願いします。
- (2) 事業場内での撮影の際は、現場での指示に従ってください。
- (3) 第一部は公開、第二部は非公開とします。第一部と第二部の間に、代表取締役社長、社員、労働局長に対するインタビューが可能です。
- (4) 取材を希望される場合は、前日までに石川労働局監督課(076-265-4423)までご連絡いただきますよう、お願いします。

丸文通商株式会社 本社 案内図

丸文通商株式会社 本社・金沢支店
石川県金沢市松島一丁目40番地



新しい時代の 新しい働き方を 応援したい

健康的に働ける職場づくりを本気で実現したいと考える経営担当者や労務担当者をサポートするために、オンラインで「過重労働解消のためのセミナー」を開催。関連法から対策のための指針、先行企業の事例など、「使える知識やノウハウ」をご提供します。

以下に当てはまる経営担当者
または労務担当者におすすめ!

- 自社の働き方改革を推進したい
- 過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを知りたい

無料
セミナー
開催



解決のヒントがここに!

過重労働解消のためのセミナー

開催日時 令和2年9月～11月 ※詳しい日時は、ホームページをご覧ください。

対象者 事業主や人事労務担当者など

内容 「働き方改革関連法」をはじめとした過重労働防止に関する法令や、各種対策を立てるためのガイドラインについて。また、ストレスチェック制度や職場のパワーハラスメント対策について解説します。さらに、すでに長時間労働の是正に取り組む企業の事例等もご紹介いたします。

実施方法 オンライン開催 ※詳細はホームページをご覧ください。

申込方法 ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



セミナーへのお申し込みについて

セミナーへの参加は、ホームページからお申し込みすることができます。また、セミナーについての詳しい情報や開催日時につきましては、ホームページからご確認ください。

ホームページからのお申し込み

1

専用のホームページへ
アクセス

2

トップページから
申し込みボタンを選択

3

お申し込みフォームに従って、
必要事項を記入

4

入力が完了し「申込を確定する」を押すと、
お申し込み完了メールが届きます。

※お申し込み完了メールは、場合により遅れる場合がございます。1日経ってもメールが届かない場合は、再度ご入力いただくか、syugyo_kankyo@rb.kimura-unity.co.jpまでお問合せください。

5

後日、オンラインセミナー受講のためのURL、
ログイン用情報を記載した通知メールが届きます。
メールに記載されている情報によりログインし、
オンラインセミナーを受講してください。



個人情報の取り扱いについて

ご連絡先 ☎0120-033-767 ✉ syugyo_kankyo@rb.kimura-unity.co.jp

- ご記入いただいた個人情報は、「令和2年度 就業環境整備・改善支援事業」に利用させていただきます。
- 個人情報に関するお問合せは、厚生労働省委託事業 就業環境整備・改善支援事業事務センターまでご連絡ください。電話または、Emailでご対応いたします。